

ふくしま情報化推進計画

～イノベティブふくしま～

平成19年6月

福 島 県

イノベティブふくしまとは… これまでのモノ、仕組みなどに対しITという新しい技術を結び付け、そこから新たな価値を生み出し、産業や地域を活性化する、常にチャレンジしつづける「ふくしま」を表現しています。

目 次

はじめに ~ふくしま情報化推進計画について~	1
情報化の現状	2
1 本県を取り巻く情報化の現状	2
1.1 インターネット利用の多様化	2
1.2 携帯電話の劇的進化	5
1.3 テレビ放送のデジタル化	6
1.4 日常生活にとけ込むITの利用	7
2 第2期基本計画期における成果	10
2.1 電子自治体の構築	10
2.2 地域の情報通信環境の整備促進	12
2.3 ITを活用した暮らしの充実と地域活性化の推進	13
2.4 情報セキュリティの確保と新たな検討課題への対応	15
見直しと課題について	17
1 情報化計画の中間見直しについて	17
1.1 3つの視点による見直し	17
1.2 県民等との意見交換	17
1.3 第3期基本計画に向けての課題	18
2 基本目標等	20
2.1 基本方針	20
2.2 基本目標	21
2.3 計画期間	21
第3期基本計画における施策について	22
1 第3期基本計画における施策	22
1.1 地域情報通信環境の整備促進	22
1.2 透明で思いやりのある電子自治体の推進	23
1.3 ITの高度利活用による地域の活性化	25
1.4 安全・安心で豊かな県民生活の実現	26
【用語解説】	29

はじめに ~ふくしま情報化推進計画について~

コンピュータや情報通信技術の発展とその利用をめぐる利用者側の態様である情報通信社会については、いまや数年前の予想を超えたところで進んでいるということが誰にも実感される時代となっている。

また、技術が利用を支え、利用者ニーズや事業者側の目論見などが技術を牽引するというサイクルが情報通信社会の方向性を決めており、検索技術がインターネット社会をリードし、自由投稿サイトなど利用者参加型の利用形態が新たな展開を見せている。さらには、我国の携帯電話は世界の中において独自の発展を遂げ、既に携帯電話独自のユビキタスコンピューティング環境が実現しているなど、現代の情報通信社会は激しい変化にもまれていると言っても過言ではない。

平成12年7月に策定された「イグドラシル・プラン」は、新長期総合計画「つくしま21」の部門別計画として、本県における高度情報通信社会構築に向けた構想を示し、その第1期(平成13~15年度)及び第2期(平成16~18年度)の基本計画において、本県における情報化施策の指針としてその役割を果たしてきた。しかしながら、この計画が10年計画の中間折り返し点を過ぎ、情報通信社会の大きな変化に的確に対応するために、必然的に補強や見直しをしなければならぬところに来ている。

このため、次に掲げる見直しの視点から修正を加え、仕上げの4年間(平成19~22年度)においては、第3期基本計画と位置付け、本県の高度情報化施策の指針として新たな息吹を与えようとするものである。

【見直しの視点について】

計画の始点である平成13年度から今日まで6年を経て、この間電子県庁の基本的なハードウェア基盤やソフトウェア基盤は出そろい、この点における整備目標については、ほぼ達成していることから、今後は、これら整備済みの基盤をいかに使いこなし、本県の発展に結びつけることができるかが問われる時代に突入していく。

また、地域においては情報通信技術を安心して利用することができる環境の整備に努めることはもとより、その利活用に対して、地域としての考え方をもって取り組んでいく必要がある。

このような思いを込めて、次の3点を見直しの視点とした。

技術革新や社会の変化に対応した施策展開
ITを様々な社会課題の解決ツールとして活用
情報化の進展に伴って派生する諸課題への対応

【計画の名称について】

「イグドラシル・プラン」という名称については、本来見直しの対象ではないが、意味がわかりにくい等様々なご意見にも配慮し、県民にわかりやすい名称にするとの観点から見直すことにした。

情報化の現状

1 本県を取り巻く情報化の現状

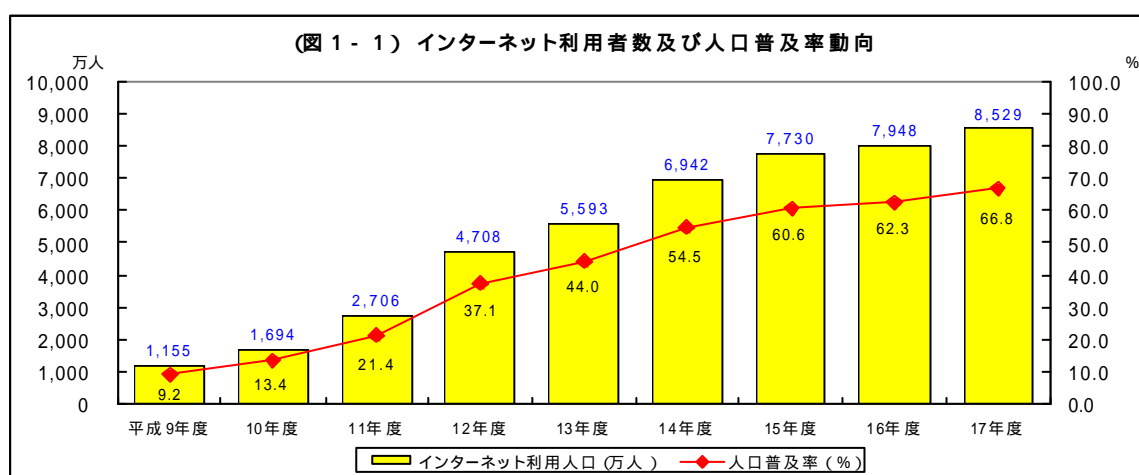
平成13年1月に策定された国の『e-Japan戦略』においては、「5年以内に世界最先端のIT国家を目指す」ことが目標として掲げられ、安価なブロードバンドサービスの提供や携帯電話の急速な普及など、「知識創発型社会への移行」が強力に推し進められた。これにより、本県においてもインターネットや携帯電話の利用が県民生活に深く浸透し、生活のあらゆる場面でITを活用した様々なサービスが提供されるに至った。

しかしながら一方では、こうした情報化の進展に伴い、情報漏洩問題をはじめとする新たな社会問題の発生や課題も顕在化してきていることから、今後は、これら情報化がもたらす恩恵と課題を十分に踏まえた上で、均衡ある情報化社会の構築に取り組んでいく必要がある。

1.1 インターネット利用の多様化

通信回線の高速化に伴い、次々と新たな利用方法が出現し、オンラインショッピングなど、新たなビジネスモデルも定着
検索機能の向上によるインターネット利用の多様化により、「情報爆発」の時代へ
インターネット利用の拡大に伴い、パソコンも急速に進歩

平成17年度末時点における全国のインターネット利用者数は8,529万人、同人口普及率は66.8%に達しており、実に全人口の3分の2が、何らかの形でインターネットを利用している状況となっている(図1-1参照)。



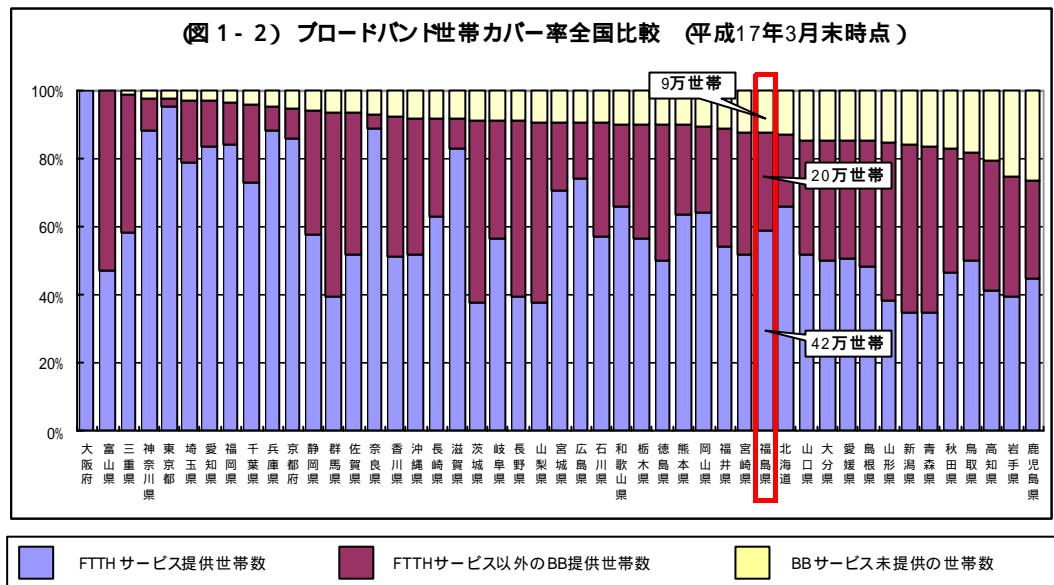
(出典 総務省「通信利用動向調査」より作成)

また、インターネット利用の拡大に伴って、接続回線の高速・大容量化が進み、

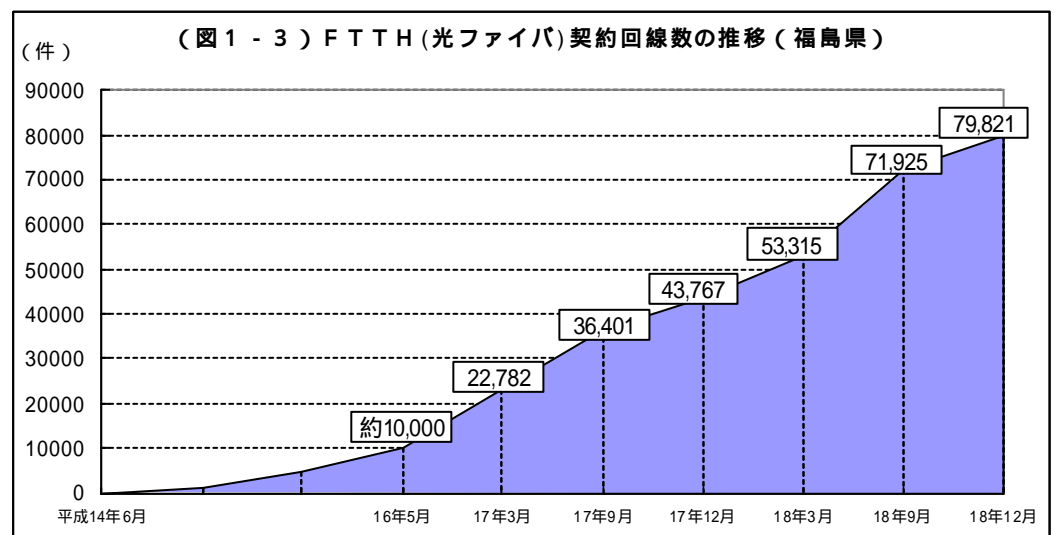
ダイヤルアップ接続等のナローバンドから、光ファイバ接続をはじめとするブロードバンドへと急速な変貌を遂げている。

本県においても、平成17年3月末時点におけるブロードバンドサービス利用可能世帯(世帯カバー率)は、87.7%となっており、約62万世帯が何らかの形でブロードバンドサービスを利用することが可能となっている(図1-2)。とりわけ昨今では、光ファイバ接続サービスの伸びがめざましい(図1-3、表1-1)。

したがって、今後はこの光ファイバ接続がブロードバンドサービスの主流となることが確実視されるが、本県においては、いかにしてこうしたブロードバンドサービスを県内の隅々まで拡大していくかが問題となる。



(出典 総務省東北総合通信局の公表資料より作成)



(出典 総務省東北総合通信局の公表資料等より作成)

表1-1) ブロードバンド契約数及び世帯普及率の推移

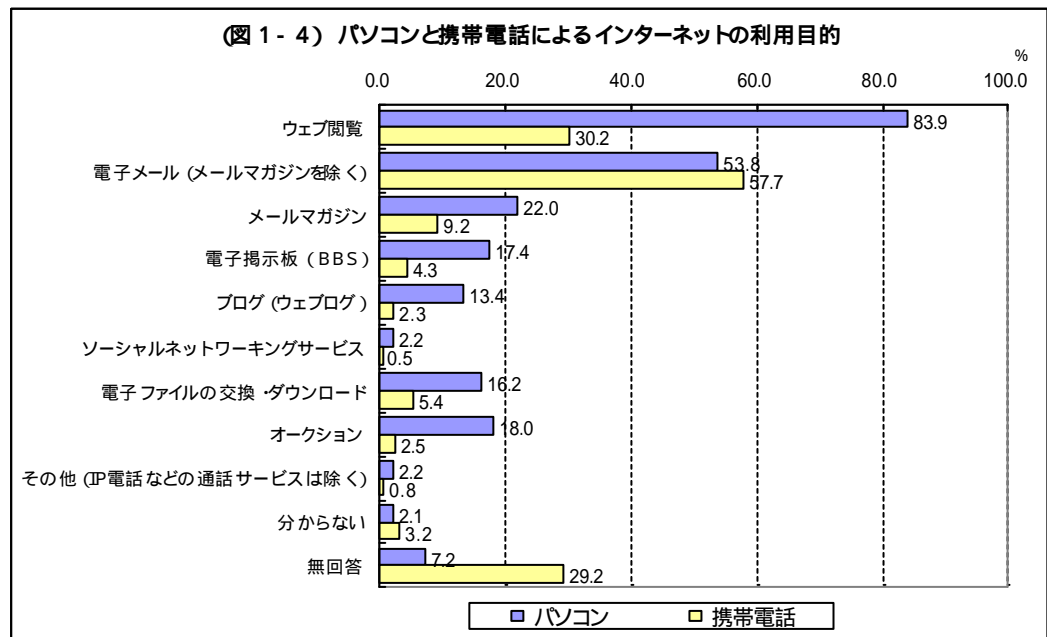
	平成17年3月末	平成17年9月末	平成17年12月末	平成18年3月末	平成18年6月末	平成18年9月末	平成18年12月
FTTH	22,782 (3.12%) 23位	36,401 (4.99%) 20位	43,767 (6.00%) 18位	53,315 (7.31%) 18位	62,405 (8.55%) 21位	71,925 (9.86%) 22位	79,821 (10.94%) 22位
DSL	164,806 (22.59%) 26位	175,270 (24.02%) 26位	179,200 (24.56%) 26位	181,891 (24.93%) 25位	182,941 (25.07%) 25位	183,423 (25.14%) 25位	183,174 (25.10%) 25位
CATV	655 (0.09%) 27位	696 (0.10%) 27位	723 (0.10%) 27位	720 (0.10%) 27位	741 (0.10%) 27位	758 (0.10%) 27位	772 (0.11%) 27位
FWA	1 【-】	1 【-】	3 【-】	3 【-】	3 【-】	4 【-】	4 【-】
合計	188,244 (25.80%) 28位	212,368 (29.10%) 28位	223,693 (30.65%) 27位	235,929 (32.33%) 27位	246,090 (33.72%) 27位	256,110 (35.10%) 26位	263,771 (36.15%) 26位

1 世帯普及率の母数となる世帯数は、平成18年住民基本台帳に基づく世帯数(平成18年3月31日現在)による。
 2 【 】は全国順位
 3 FWAは契約数が少数のため世帯普及率は省略。

(出典:総務省東北総合通信局の資料より作成)

また、こうした通信回線の高速・大容量化に伴って、従来では考えられなかった動画や音楽等のネット配信が可能になったほか、オンラインショッピングやネットオークションの利用が一般化し、新たなビジネスモデルを形成するに至った。

さらには、検索技術の向上がネット上のあらゆる情報検索を容易にしたことで、インターネットの利用目的も多様化している。例えば、従来のインターネット利用は、企業や個人ユーザーが情報を一方的に発信、あるいは閲覧するための手段にすぎなかったが、昨今では、「Web2.0」という言葉にも象徴されるように、ネット上の情報や知識を共有する「双方向型」、「ネット参加型」の「ブログ」や「SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)」等も利用されるようになっている。(図1-4参照)。これにより、様々な人々の様々な知識や情報がネット上に溢れ、まさに「情報爆発」と呼べる状況となっている。



(出典:総務省 平成17年通信利用動向調査(世帯編))

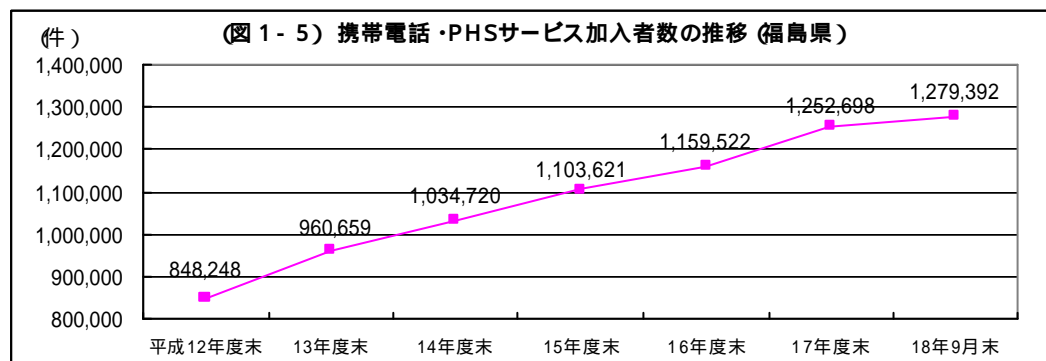
加えて、主たるインターネット利用端末であるパソコンも、利用者の拡大に伴って操作性が向上したほか、大容量コンテンツに対応した記憶媒体を装備するなど、急速な進歩を遂げたが、一方では、ウィルスの侵入といった新たな問題も同時に生み出し、これに対処するために頻繁なソフトウェアアップデートが必要になったことから、皮肉にもブロードバンドサービスの登場がさらなるブロードバンド環境の進展を要求する形となった。

1.2 携帯電話の劇的進化

携帯電話の急速な普及、携帯電話端末の多機能化

携帯電話(PHS含む)は、図1-5に示すように、順調な普及を見せており、平成18年9月末時点における本県の人口普及率は60.9%(1,279,392件)となっている(表1-2)。こうした傾向は今後も続くことが予想され、まさに老若男女を問わず、県民誰もが携帯電話を所有する時代に突入したといえる。

また、携帯電話は単なる通話・メールの手段としてだけでなく、カメラ機能をはじめ、Webページの閲覧やテレビ電話、テレビ(ワンセグ)の視聴、音楽データのダウンロード・再生、GPSによる位置情報表示、さらにはクレジット機能や子どもの安否確認への利用など、総合携帯端末としての機能を有するに至っている(図1-6参照)。



(出典:総務省東北総合通信局の資料より作成)

表1-2) 携帯電話・PHS加入数及び人口普及率(平成18年9月末現在)

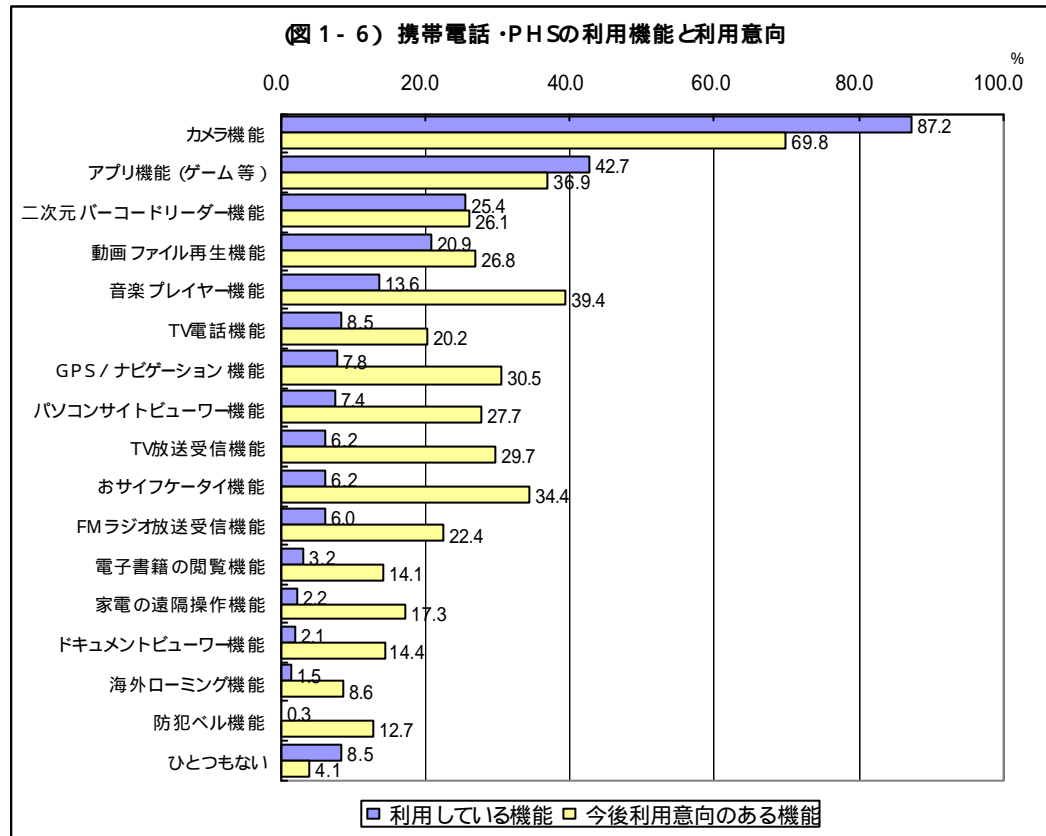
	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北合計	全国合計
携帯電話	821,591	777,290	1,713,287	653,960	706,902	1,238,416	5,911,446	93,812,429
PHS	22,123	23,046	106,321	23,259	29,336	40,976	245,061	4,879,574
合計	843,714 (57.8%)	800,336 (57.7%)	1,819,608 (77.6%)	677,219 (58.6%)	736,238 (60.7%)	1,279,392 (60.9%)	6,156,507 (63.7%)	98,692,003 (77.7%)

1 人口普及率の母数となる人口は、平成18年住民基本台帳に基づく人口(平成18年3月31日現在)による。

(出典:総務省東北総合通信局の資料より作成)

このように、既に携帯電話は県民生活において必要不可欠ものとなっており、県内における利用環境の整備も着々と進んでいる。

ただ、依然として通話不能エリアが点在していることから、今後も引き続き格差解消に向けた取り組みに努めていく必要がある。



(出典：「コピキタス財利用状況調査」)

1.3 テレビ放送のデジタル化

・アナログ放送からデジタル放送へ
 高品質、データ放送、双方向通信等、「テレビ新時代」の幕開け

地上デジタルテレビ放送については、平成15年12月に東京、名古屋、大阪の三大広域圏において放送が開始され、県内においては平成17年12月にNHKが、平成18年6月には民放4局が福島局(福島市)からの放送を開始し、平成18年12月には会津若松局(会津若松市)でも放送が開始され、県内の約58%の世帯が視聴可能となっている(図1-7参照)。

地上デジタルテレビ放送においては、映像や音声が高品質化されただけでなく、データ放送や双方向通信などの新たなサービス提供のほか、今後は、きめ細かな地

域情報の提供や災害時の活用等、住民利便性の高いサービスの展開が見込まれており、デジタルテレビが家庭におけるIT基盤の中核となることが予想される。

ただ、デジタル放送の特性上、地形条件等が受信の可否に大きく影響することから、本県のような広い県土と多くの山間部を有する地域にあっては、電波が届きにくかったり、既存の共同受信施設の改修が必要になるなど、平成23年7月の完全移行に向け、未だ多くの課題が残されている。

(図1-7) 県内における地上デジタルテレビ放送の視聴可能状況



(出典:総務省公表資料をもとに作成)

1.4 日常生活にとけ込むITの利用

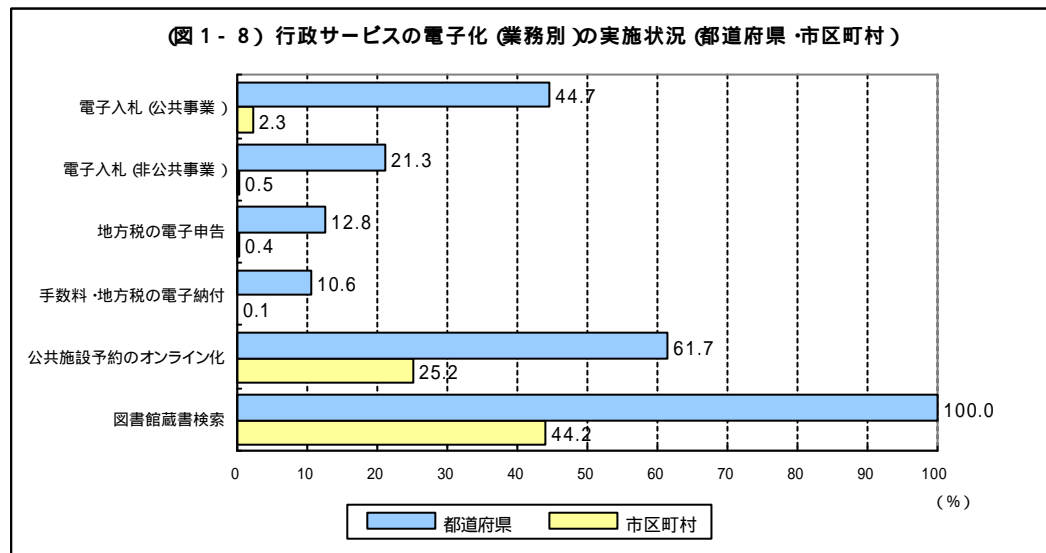
・ITが日常生活のあらゆる場面で利便性の向上に大きく貢献し、今後は様々な社会課題の解決手段として期待
情報の漏洩、ネットを通じた詐欺や誹謗中傷、青少年への悪影響等、情報化に伴う諸課題も派生

インターネットの普及に伴い、日常生活においても、ITの利用が深く浸透してきており、例えば、インターネットを通じたネットバンキングや株取引等が可能になったほか、オンラインショッピングやネットオークションも定着化し、これによっ

て「ロングテール」と呼ばれる少量多品種市場が開拓されるなど、新たなビジネスモデルも生み出されている。

さらには、家電製品にも高度な情報通信技術が導入され、本格的なテレビ電話や携帯電話を活用した遠隔家電制御、ホームセキュリティサービス等の提供が実現したほか、無線ICタグ(RFID)の開発、実用化が着実に押し進められ、生産から流通、消費に至るまで、ITが日常生活のあらゆる場面で利便性の向上に大きく貢献している。

一方、ネットワークを通じた行政サービスの展開も広がりを見せている。特に申請・届出等の手続きを受け付けるシステム(電子申請システム)の導入状況は、平成17年4月時点で、都道府県が37団体(78.7%)、市区町村では493団体(20.4%)となっており、このほかにも、電子入札や電子申告、電子納付等の様々なサービスが電子化され始めている(図1-8参照)。



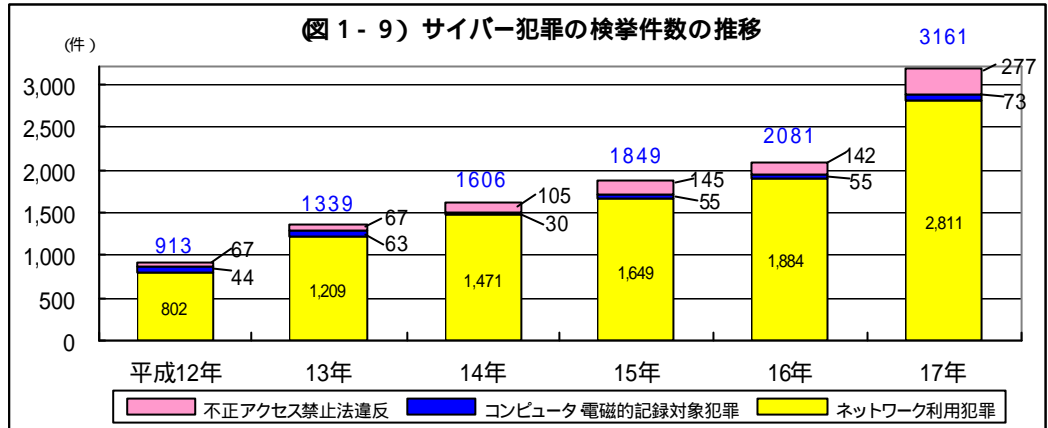
(出典 総務省「地方自治情報管理概要」より作成)

また、こうした行政サービスだけでなく、各自治体が抱える様々な社会課題の解決にもITが利用され始めており、例えば、本県においても、過疎・中山間地域等における医師不足の解消や学力レベルの向上を図ることを目的として、当該地域と都市部とを結ぶ高速通信網を活用し、専門医による遠隔画像診断やライブ授業等による遠隔教育などの取り組みが進められている。

ただ、着実に日常生活へのIT利用が浸透しつつある中で、民間が提供するサービスに比べ、行政が提供するサービスの利用、普及が進んでいないことは今後の課題の一つである。例えば、上述した電子申請システムなどは、高度なセキュリティ対応が要求されるため、事前の準備作業にある程度の手間と経費を要することなどから、利用件数が伸び悩むといった問題を抱えているのに対し、民間の提供するサービスは、着実に利用件数を伸ばし、定着化が図られている。

また、こうした情報化の進展によって、様々な分野における利用者の利便性が大

きく向上した反面、ウィルス感染等による情報の漏洩やインターネットを通じた新たな犯罪(ネット詐欺等)の発生が相次ぎ、さらには、ネット掲示板等を介した誹謗中傷や「いじめ問題」の発生、青少年を巻き込む有害サイトの横行など、情報化に伴う新たな社会問題も顕在化してきている。(図1-9、表1-3、1-4参照)



(出典 警察庁広報資料より作成)

表1-3) サイバー犯罪の検挙件数の内訳 (平成12~17年)

罪名	年	H12	H13	H14	H15	H16	H17
不正アクセス禁止法違反(件)		67	67	105	145	142	277
コンピュータ電磁的記録対象犯罪		44	63	30	55	55	73
電子計算機使用詐欺		33	48	18	34	42	49
電磁的記録不正作出・毀棄		9	11	8	12	8	17
電子計算機損壊等業務妨害		2	4	4	9	5	7
ネットワーク利用犯罪		802	1,209	1,471	1,649	1,884	2,811
詐欺		306	485	514	521	542	1,408
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)		8	117	268	269	370	320
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)		113	128	140	102	85	136
著作権法違反		80	86	66	87	174	128
青少年保護育成条例違反		2	10	70	120	136	174
わいせつ物頒布等		154	103	109	113	121	125
脅迫		17	40	33	38	58	39
名誉毀損		30	42	27	46	26	47
その他		92	198	244	353	372	434
合計		913	1,339	1,606	1,849	2,081	3,161

(出典 警察庁広報資料より作成)

表1-4) サイバー犯罪関係相談の状況 (県内)

区分	H17	H16	増減数	増減率(%)
詐欺・悪質商法被害(ネットオークション被害を除く)	927	766	161	21.0
うち架空請求メールの着信	387	389	-2	-0.5
うちワンクリック契約トラブル	485	285	200	70.2
インターネットオークション被害	576	332	244	73.5
うち詐欺が疑われるもの	500	302	198	65.6
名誉毀損・誹謗中傷	86	27	59	218.5
迷惑メール・スパムメール	62	53	9	17.0
契約関連トラブル	25	21	4	19.0
不正アクセス、ウィルス	54	23	31	134.8
その他	102	67	35	52.2
計	1,832	1,289	543	42.1

(出典 :福島県警察本部公表資料より作成)

2 第2期基本計画期における成果

第1期基本計画期(平成13~15年度)においては、高度情報通信社会の基盤整備、とりわけネットワーク構築をはじめとしたハードウェア基盤に関する整備を主たる目標として取組み、この結果、本県の基幹ネットワークである「うつくしま世界樹」の整備や、職務上必要とする職員のほぼ全てに対しパソコンの配備を完了するなどの成果をおさめた。

続く第2期基本計画期(平成16~18年度)においては、第1期において整備したネットワークを本格的に活用すべく、電子県庁の基幹となるソフトウェア基盤の整備を主たる目標として定め、市町村と共に電子自治体の構築を推進するとともに、地域における情報通信環境の整備や県民のさらなる利便性向上を図ってきたところである。

以下、この第2期基本計画期間における4つの基本目標(以下の2.1~2.4)に沿って、各施策における取組状況及びその成果について概括する。

2.1 電子自治体の構築

2.1.1 電子県庁のソフトウェア整備

【電子申請・届出システムの構築・運用】

インターネットを利用したオンライン申請等を可能とする電子申請システム(「ふくしま県市町村共同電子申請システム」)の構築と運用を、県と県内市町村が共同で行うという、先進的かつ効率的な取り組みであり、現在、県と県内60市町村中51市町村が参加している。

平成17年1月11日よりサービス提供を開始したが、現在は利用者増に向けた取り組みが大きな課題となっている。

【電子調達(CALS/EC)の推進】

「福島県 CALS/EC 基本方針」(平成14年策定)、「福島県 CALS/EC アクションプログラム」(平成16年策定)に基づき、電子入札・電子納品の導入検討、実証実験、各種システムの構築・改修を実施した。平成19年度より、一部の公共工事で電子入札を導入する予定である。

【地方税の電子化推進】

全国の地方公共団体で組織する「地方税電子化協議会」の下で、法人事業税をはじめとした地方税に係る申告を、納税者がインターネットを通じて365日24時間いつでもどこからでも手続き可能な環境を整備し、平成18年1月よりサービス提供を開始した。

また、自動車保有に係る各種手続きや県税・手数料納付を、電子的に1カ所あるいは1回で申請できる環境(OSS:ワンストップサービス)の整備を検討するとともに

に、こうした地方税の電子化に対応した「次期税務システム」の開発にも着手した(平成20年度運用開始予定)。

【公的個人認証基盤等の利活用推進】

電子申請等における「なりすまし」や「改ざん」等を防ぐために設置された公的個人認証基盤を適切に運営するため、外部監査人による監査及び県・市町村における内部監査を実施した。

【電子文書管理の推進】

電子決裁による迅速な文書処理や全庁的な情報の共有化、ペーパーレス化等、文書事務の効率化を図るため、電子文書管理システムを整備し、平成18年10月より運用を開始した。

2.1.2 ITを活用した業務改革の推進

【内部管理業務系システムの高度化推進】

庁内共通業務である「庶務業務」の集中化により、当該業務の簡素・効率化等を図るため、現行業務フローの見直し作業や業務の集中処理化手法等に係る基本調査を実施した。

【メインフレーム・システム(汎用機)のオープン化等の推進】

調達透明性確保に係る課題が指摘されていたメインフレーム・システム(汎用機)の運用について、ダウンサイジングとアウトソーシングの推進に努め、平成16年10月からは運用を完全に民間事業者にアウトソーシングするなど、計画に沿ったメインフレーム・システム(汎用機)のオープン化等を実施した。

【既存業務システムの高度化と全体最適化の推進】

情報システムの構築・運用に係るコスト削減や全体最適化を推進するため、平成18年6月に「福島県情報システム最適化ガイドライン」を策定した。

また、本ガイドラインを平成19年度当初予算要求時から適用し、新たにシステム調達時における事前審査組織として、情報システム最適化委員会及び情報システム調達委員会を設置するなど、庁内情報システムの最適化を推進した。

【総合行政ネットワーク(LGWAN)の利活用推進】

LGWANによる国や他の自治体との間における電子公文書交換を推進した。県内においては、平成18年11月現在、県と30市町村が電子公文書交換を行っている。

【イントラネットシステムの利活用推進】

電子メール等の利活用推進による業務の効率化や庁内ネットワークを利用した組織内ファイル共有等を推進するとともに、eラーニングシステム(WBTシステム)に

より、職員の情報化研修を実施し、情報リテラシーの向上に努めた。

2.1.3 県内市町村の電子自治体化の推進

【市町村の電子自治体化支援】

市町村の電子自治体化支援として、福島県電子自治体推進連絡会議(県と県内市町村で構成)及び福島県高度情報化推進協議会との連携による地域情報化セミナー等を開催し、先進事例研究や各種セミナー、相談会等を実施した。

また、随時、市町村の電子自治体化の推進状況等に関する調査を実施し、県のホームページ上に公表することで、相互の情報交換に努めた。

2.2 地域の情報通信環境の整備促進

【地域公共ネットワークの整備促進】

迅速な防災情報の伝達や教育、福祉分野での情報活用等、市町村における情報化促進を図るため、地域内の公共施設をネットワークで結んだ「地域公共ネットワーク」の整備を促進し、平成18年7月1日時点においては、県内47市町村において整備が完了しており、この結果、本県における整備率は77.0%で、全国の整備率(71.9%)を上回っている。

(事業実施箇所)

【平成16年度】田島町、南郷村

【平成17年度】なし

【平成18年度】須賀川市

【携帯電話通話エリア拡大】

従来より、総務省の国庫補助事業である「移動通信用鉄塔施設整備事業」を活用し、市町村による携帯電話用通信施設の整備拡大を支援してきたが、平成17年度には、新たに県単独事業として、市町村が携帯電話用通信施設を整備する場合に、設置費用の一部の補助(補助率7/10¹)を行う「携帯電話不通話地域解消事業」を加え、携帯電話通話エリアの拡大を積極的に推進した。この結果、本県における携帯電話世帯カバー率は、平成17年7月時点で96.74%²に達している。

1 補助上限額は7,000万円

2 本県調べによる

(事業実施箇所)

【平成16年度】只見町、柳津町

【平成17年度】伊南村、西会津町、高郷村、会津美里町、飯舘村

【平成18年度】会津美里町、昭和村、葛尾村、浪江町、鮫川村

【ブロードバンドサービスの普及促進】

市町村が保有する既存の光ファイバ網(地域公共ネットワーク等)を活用したブロードバンドサービスの提供を促進するため、事例紹介や未利用芯線の開放手続き等に関する市町村勉強会や検討会を実施するとともに、平成18年度からは新規事業として、市町村又は市町村連携主体が光ファイバによるブロードバンド環境を確保するための設備を整備する場合に、その整備費用の一部を補助する「光ファイバ通信基盤整備促進事業」を創設した。

補助率1/2(補助上限額は6,000万円)

(事業実施箇所)

【平成18年度】只見町、南会津町、猪苗代町

【地上波放送デジタル化への対応】

平成17年12月から、県内においても順次、地上デジタルテレビ放送が開始されたが、国及び放送事業者の責任において、アナログ放送時の視聴エリアを確保すべく、適切な対策を講じるよう要望活動等を実施するとともに、地上デジタルテレビ放送の周知活動を推進した。

【うつくしま教育ネットワークの強化】

県立学校や小・中学校等の教育機関を結ぶ専用のネットワーク(うつくしま教育ネットワーク)を、安定かつ安全に運用するため、外部からのウィルス侵入等の防御に努めた結果、接続機関からのウィルス感染報告が無かったほか、有害情報にあっては、利用者からの報告を迅速に反映させ、規制を強化することに努めた(平成17年度末時点における規制URLは41,622,696件に上る)。

また、各県立学校等における校内LANの整備を進め、全ての特別支援学校で校内LAN環境が整備されたほか、県立高校においても整備対象校93校中84校が整備済み(平成17年度末時点)である。なお、小・中学校においては、補助事業により整備を支援してきた結果、平成13～17年度までの5カ年において93校が整備された。

2.3 ITを活用した暮らしの充実と地域活性化の推進

2.3.1 すべての人にやさしい「暮らしの充実」を実現するITの活用

【ウェブサービスの高度化と情報共有の推進】

県ホームページを通じた「県民提案制度」や「うつくしま県民意見公募」など、県民の意見を幅広く業務に反映させ、行政の透明性向上に努めるとともに、環境教育に関する学習プログラム等を掲載したデータベースの構築(「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」)や、子どもと家庭に関する悩み、ニート等の若者

自立に関する相談等をメールで受け付けるサービスなど、ウェブ環境の特徴を活かした様々な施策を展開した。

【多様な公共アプリケーションの構築推進】

過疎・中山間地域の振興とへき地医療の確保を図るため、県立会津総合病院と只見町朝日診療所間において、光ファイバー網を活用した遠隔医療支援を実施したほか、「やさしいまちづくり条例」に基づく指定施設について、施設情報調査を実施し、高齢者や障がい者、子ども連れの人等が安心して利用できる施設情報をホームページ上に掲載(「うつくしま、ふくしまップ」)した。

また、南会津地区の6つの中学校をモデルに、子どもたちの学力・学習意欲等の向上を図るため、民間教育事業者と連携し、ITを活用したe-ラーニング等による学習サポートを行うなど、県民生活に密着した医療、保健、福祉、教育分野等で多様な通信アプリケーションの検討・整備に取り組み、県民の福祉と利便性の向上を図った。

【県民の情報リテラシー(情報活用能力)向上支援】

老人クラブ活動推進員設置等補助事業により、高齢者による高齢者のためのIT講習会(ワープロ、表計算ソフトやインターネットの基本操作等)を実施したほか、電子社会に関する普及啓発の一環として、福島県高度情報化推進協議会によるセミナーやパソコン講習会等を開催した。

【情報バリアフリー化の推進】

利用者が急増するインターネットを、重要な広報広聴媒体の1つとして位置づけ、より「わかりやすい県政」を推進するため、旧来の「ホームページ作成ガイドライン」を全面改訂し、誰にでも分かりやすく使いやすいホームページの提供に努めるとともに、県のホームページに音声読み上げのバリアフリーシステムを導入(平成18年度)し、ユニバーサルデザインに配慮した県民への情報提供を推進した。

また、障がい者に対する支援として、重度視覚障がい者や重度上肢等不自由者がパソコンなどを使用するにあたって必要となる周辺機器やソフト等の購入経費の一部を助成するとともに、障がい特性に応じたパソコン導入のアドバイスや、適切な相談指導のできるスタッフの養成を実施した。

2.3.2 時代に対応した新たな産業振興を実現するITの活用

【産業IT化の推進】

本県のソフト系IT産業を牽引する新製品の開発を促進するため、高い市場性、発展性が期待される製品開発(プロジェクト)に対して補助を行った(平成16～18年度で10件のプロジェクトを採択)。

また、メールによる起業者支援等の相談や、支援施策等の情報を提供する起業者公式支援サイト「うつくしま.net」の効果的な運用を図った。

【新事業創出支援】

ソフト系IT分野を主たる対象に、「コラッセふくしま」内のインキュベートルーム(起業支援室)等を活用し、新事業創出に向けた支援を行うとともに、IT関連分野を含む県内のベンチャー企業等を対象とした総合支援補助金や新商品認定制度の創設、ビジネスマッチング等を支援した。

また、SOHO事業者のスキルアップ研修や巡回相談会を実施したほか、各種情報提供のため、県内6方部に専門スタッフを配置した。

【産学官連携の推進】

産学連携フォーラム等の開催により、会津大学の研究内容を民間企業に紹介し、産学連携の糸口を探るとともに、企業からの受託研究及び企業との共同研究を行い、本県における産業技術力の強化を図った。

また、IT、環境、食品、新製造技術を重点分野として、技術開発を行う企業や大学に補助金を交付し、産学官連携による共同研究の促進を図った。

【情報技術者等人材育成】

地域産業界へのマルチメディア関連技術の普及啓発等のため、会津大学内の産学連携センターにおいて各種講習会(イントラネット基礎、3DCG作成セミナー等)を開催したほか、提案型IT技術者養成講座や高度技術エンジニア養成講座等を県内6箇所にて開催し、本県のIT産業の振興及び既存産業の高度化に寄与する経営者及び技術者を養成した。

また、高校生の情報処理技術の向上や地域情報化の推進等を図るため、会津大学を会場に、パソコンコンクール(「パソコン甲子園」)を開催した。

【産業振興に関連した各種情報提供の充実】

ホームページ及びデータベースシステムを通じて、農業技術情報、新規就農情報、病虫害防除情報、海況漁況情報、エコファーマー情報、試験研究の成果等に関する情報等を広く発信し、農林水産業をサポートした。

また、ものづくりに関する情報を集めたホームページ「うつくしまものづくり研究所」を拠点として、「うつくしいものづくり」の理念の理解と普及を図るとともに、消費者視点のものづくりを推進するなど売れるものづくりの支援を行った。

2.4 情報セキュリティの確保と新たな検討課題への対応

【情報セキュリティ監査の実施】

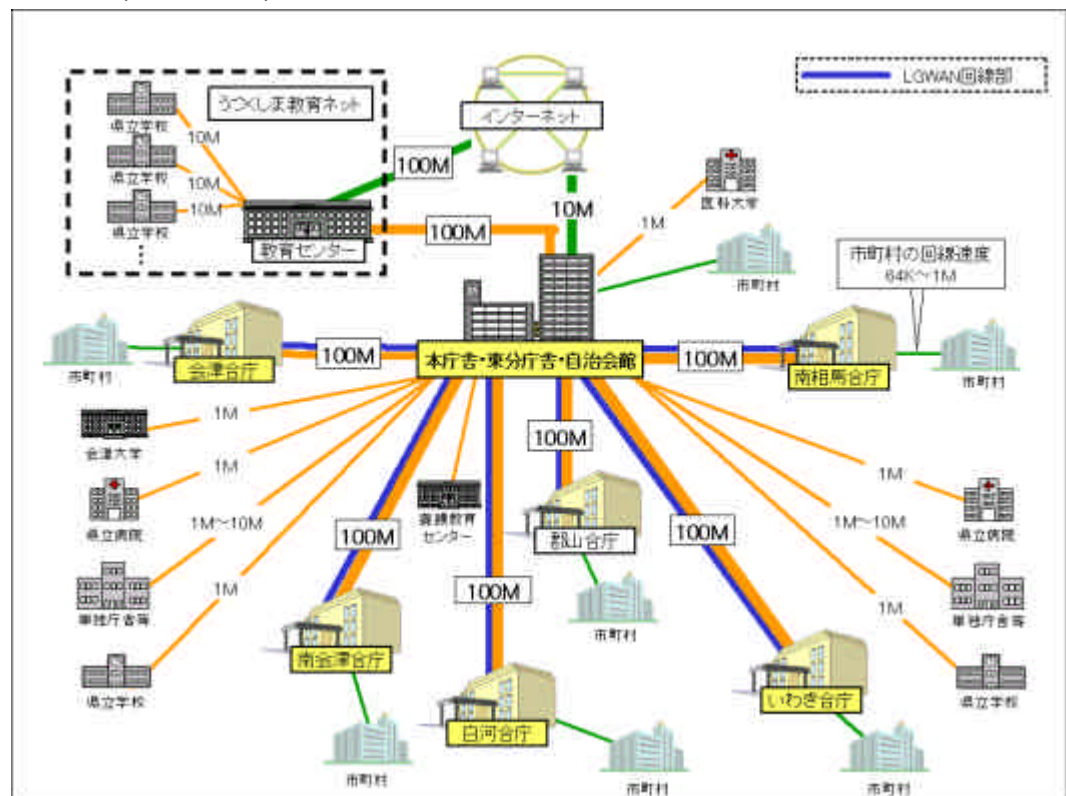
うつくしま世界樹情報セキュリティ監査実施要領を制定(平成17年10月)し、県内7方部において総括監査(ネットワーク管理者が情報セキュリティ管理者に行う監査)を実施した。

また、平成18年度には職員自身による自己チェックがセキュリティ意識の向上に有効な手段であることから、世界樹システムを利用する職員全員によるセルフチェックを行うとともに、その結果を基に所属に対して総括監査を実施した。

【高度情報通信システムの研究】

本県の県域ネットワークである「うつくしま世界樹ネットワーク」について、さらなる経費の節減を図り、行政需要の増嵩に対応するため、必要な回線速度の見直しを行い、通信回線の更新を行った(平成18年11月)。

(図2-1)うつくしま世界樹ネットワーク構成図



また、こうしたネットワーク上で稼働するアプリケーションとして、他都道府県においても導入が進みつつある「GIS(地理情報システム)」の導入を推進し、平成18年度には、森林に関する各種の図面情報を電子データ化し、森林情報の高度化・共有化を図る森林GISの構築に着手するなど、将来的な庁内地図情報の電子化・共有化(=統合型GIS環境)の実現に向けた第一歩を踏み出した。

1 情報化計画の中間見直しについて

1.1 3つの視点による見直し

本県を取り巻く情報化の現状と、これまで進めてきた情報化関連施策の成果を踏まえ、以下の3つの視点に基づく課題の洗い出しを行った。

技術革新や社会経済動向等に応じた施策展開

技術の進歩とそれに伴う社会環境の変化は、あらゆる面で予想以上の速さで進行したが、特に顕著なものとしてあげられるのが、携帯電話の普及と多機能化、そして、インターネット接続環境のブロードバンド化と利用の多様化である。

これにより、様々な情報やサービスがネットを通じて提供されることが広く一般化したことから、今後の情報化施策を展開するにあたっては、こうした環境変化を十分に考慮していく必要がある。

ITを様々な社会課題の解決ツールとして活用

既に民間企業等においては、ITを活用した様々なサービスが展開されており、こうした取り組みは地域の活性化や行政サービスの分野においても十分に応用することが可能と思われる。

したがって、今後はITを単なる情報通信手段として捉えるのではなく、「時間」と「空間」を飛び越えて様々な社会課題を解決することが可能な「ツール」として活用し、地域に人、物、情報の流入を促すことで、新たな発想に基づく地域振興や地域価値の向上を図っていく必要がある。

情報化の進展に伴って派生する諸問題への対応

情報化の進展は、一方で様々な問題点も表出させた。特に子どもから高齢者まで、幅広い年代層がネット社会に深く関与するに至った今日においては、誰もが安心して利用できる情報化社会の構築を目指していく必要がある。

1.2 県民等との意見交換

計画見直しの参考とするため、県内の大学生、産業界、その他県民等から、直接、意見を伺った。

【大学生との意見交換内容要旨】

- ・携帯電話は通話やメールを中心に利用されており、各種情報の収集やコミュ

ニケーションのための道具として日常生活の中で必要不可欠なものとなっている。

- ・パソコンの利用についても、インターネットの利用や動画の視聴、さらには自分自身のホームページを開設するなど、その活用は多岐にわたっている。
- ・一方で、コンピュータウィルス対策については、対応ソフトの導入やソフトのアップデート等をきちんと行っていない声が多く聞かれた。
- ・その他、「自治体のホームページをもっと分かり易く、見やすいものに整備してほしい」、「コンピュータウィルスの問題などについてもっと分かり易く説明してほしい」などの意見が出された。

【県内産業界との意見交換内容要旨】

- ・自治体のシステムについては、セキュリティ対策が重要視されるが、セキュリティを強化すると利便性が悪くなる傾向にある。
- ・従来の行政サービスを単に電子化しただけでは便利にならないし、普及しない。従来にない利点をどう盛り込むのかが重要。
- ・行政と民間又は地域の諸団体と連携、共同してサービスの提供を行うことも必要。
- ・人材の育成が重要であり、特に小中高校生の世代毎に、将来を見据えた教育が必要などの意見が出された。

【その他県民との意見交換内容要旨】

- ・学校教育における取組みとして、基本的なパソコンの操作はもちろん、将来、社会に出たときに「情報モラル」を身につけた人間となれるよう、インターネット上でのルールやマナーについて、きちんと教えていく必要がある。
- ・一般社会人についても、インターネット上におけるマナーや情報セキュリティに対する関心をもっと持つべきであるなど、IT社会における様々な格差の問題を心配する意見が出された。

1.3 第3期基本計画に向けての課題

【新たな時代を支える情報通信基盤の整備が必要】

第2期基本計画期においては、ブロードバンドサービスや携帯電話利用環境の整備が急速に進んだが、一方では採算性等の問題から民間主導による整備が容易に進まない地域との格差も露呈したことから、県では積極的な公的支援が必要と判断し、格差是正のための環境整備支援策として、県単独事業による補助制度を創設した。

ブロードバンドサービスについては、「光ファイバ通信網」を、様々なサービス提

供を可能とする新たな時代のインフラと位置付け、全国に先駆けて補助制度を創設し、光ファイバ環境の整備に取り組む市町村を支援するとともに、携帯電話の通話エリア拡大についても、県単独補助事業等を活用し、地域の要望にきめ細かく対応するなど、本県における地域情報通信基盤の整備を計画的かつ戦略的に進めていくこととしたところである。

今後は、当該基盤整備を推進するとともに効果的な利活用施策も同時に推進していくことで、地域間競争にも負けない魅力ある県土づくりを進めていく必要がある。

また、地上デジタルテレビ放送については、平成23年7月の完全デジタル化移行に向け、順次、県内中継局の整備が進められることになっているが、テレビは県民生活に欠くことのできないものとなっていることから、山間部等の条件不利地域において、デジタル化に伴う難視聴エリアが発生しないよう、国や放送事業者等に対し要望活動を行う等、移行に伴う混乱回避に積極的に取り組む必要がある。

【真に利便性の高い行政サービスの実現・開かれた電子自治体の実現が必要】

第2期基本計画期は、高度情報通信社会の基盤整備、とりわけ電子県庁を構成するソフトウェア基盤の整備を主たる目標として取組み、この結果、県と県内市町村の共同構築・運営による電子申請システム（「ふくしま県市町村共同電子申請システム」）や文書管理システムの稼働、電子調達等(CALS/EC)の推進(平成19年度本格稼働予定)など、当初に掲げた整備目標は概ね達成できた。

ただ、県民の利便性向上を図るべく構築した電子申請システムの利用については、高度なセキュリティ対応が要求されることから、事前の準備作業や電子証明書の取得等が必要となり、この結果、利用件数が伸び悩むといった課題が生じている。

したがって今後は、既存の電子行政サービスのあり方を見直すとともに、県民視点に立ち、いつでも、どこからでも利用可能な真に利便性の高い、開かれた電子県庁(自治体)の構築を図っていく必要がある。また、同時に行財政改革を強力に推し進めるべく、ITを積極的に活用した費用対効果の高い電子県庁の構築を目指していくことも必要である。

【ITの本格的な活用による産業振興・地域間交流等の推進が必要】

第2期基本計画期においては、「ITを活用した暮らしの充実や地域活性化の推進」を基本目標の一つとして掲げ、県民の暮らしの充実や地域活性化に繋がるITの活用を促進し、多様な公共アプリケーションの提供や産業振興等を進めてきたが、これまでのIT活用は、行政側と県民との情報伝達手段としての活用が主体であった。

現在のインターネット社会においては、ネットワークを活用した様々なビジネスモデルが生まれているが、自治体においても、これまで整備されたブロードバンドインフラ等を活用した産業振興を図るなど、ITによる地域振興の成功事例を生み出すことが必要である。これにより、情報だけでなく、人の交流も促進される。

したがって今後は、ブロードバンド環境等の整備促進と並行して、当該インフラとIT技術とを融合した本格的な「利活用」を引き出すような施策が必要である。

【ITを活用した県民生活の充実と情報化の進展に伴って派生する諸問題への対応が必要】

第2期基本計画期においては、情報通信ネットワークの高度化や普及に伴って、利用者の利便性が大きく向上した反面、フィッシングやなりすまし等のインターネットを通じた新たな犯罪の発生や情報の漏洩等が相次ぎ、さらにはネット掲示板等を介した「いじめ」が社会問題化するなど、情報化による「影(負)」の部分が顕在化してきた。

今後はこれら諸問題を解決するためにも、個々人の情報リテラシーレベル向上を図るとともに、ネットワーク上における基本的なルールやマナー等に関する意識を高めるべく、取り組みを強化し、県民が安心して利用できる環境づくりを推進していくことが必要である。

2 基本目標等

2.1 基本方針

次の4つを基本方針とする。

【地域情報通信環境の整備促進】

超高速ブロードバンド接続環境の整備促進や携帯電話の通話エリア拡大、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行等を事業者や県民と一体になって推進するとともに、当該基盤整備と合わせた効果的な利活用施策を同時展開することで、魅力ある地域社会を実現する。

【透明で思いやりのある電子自治体の推進】

県民の多様なニーズに的確に対応し、県民視点に立った真に利便性の高い電子自治体を構築するとともに、ITの積極的な活用による業務改革の推進により、効率的で透明性の高い開かれた県政を実現し、県民満足度の向上を図る。

【ITの高度利活用による地域の活性化の推進】

従来、課題解決が困難であった福祉や教育等の分野に、ITを積極的に活用し、課題解決を図っていくほか、ITの活用による新たな地域価値の創造等を引き出し、効果的な地域活性化を推進する。

【安全・安心で豊かな県民生活の実現】

県民生活の各分野にITを活用し、一般県民生活における「安全・安心」を確保して

いくとともに、情報化の進展に伴って派生した諸問題（ネットを通じた情報の漏洩や詐欺事件等）にも対応し、ネット上における「安全・安心」も確保された総合的なセキュリティ社会の実現を目指す。

また、本県が誇る様々な「文化」の側面にもITを活用し、既存文化の中に価値や魅力を再発見することにより、新たな文化の創造に結びつけていくなど、県民一人一人が地域に対する「誇り」や「豊かさ」を実感できる社会の実現を目指す。

2.2 基本目標

平成19年度から平成22年度までの基本目標を、「ITでつながるふくしまの知恵と心」とする。

2.3 計画期間

平成19年度から平成22年度末までの4年間を本計画の期間とする。

1 第3期基本計画における施策

1.1 地域情報通信環境の整備促進

【光ファイバによる本格的なブロードバンド環境の整備促進】

都市部では民間電気通信事業者主導によるブロードバンド環境の整備が急速に進んでいるが、過疎・中山間地域等のいわゆる条件不利地域においては、採算性等の問題から民間主導による整備が容易に進まない状況にある。このような地域における整備については、国、事業者及び自治体がそれぞれの役割を分担し連携して、地域の実状に応じた基盤整備を促進していく必要がある。

本県が平成18年度に創設した「光ファイバ通信基盤整備促進事業」は、こうした連携を基にブロードバンド環境の整備に取り組む市町村を支援するものであり、当該環境整備に伴う整備費用の一部を補助することによって、県内市町村におけるブロードバンド環境の早期実現を図るものである。

今後も本事業を継続実施していくとともに、本事業を中核とした具体的なブロードバンド環境整備に関するロードマップ等を策定し、平成22年度までにブロードバンドゼロ地域の解消を目指すとともに、光ファイバ等による超高速通信が可能な世帯カバー率90%以上を目指す。

また、整備したインフラが各地域それぞれに自らの創意工夫によって効果的に活用されるよう必要な支援を行う。

〔施策例〕

・光ファイバ通信基盤整備の促進

市町村が光ファイバによるブロードバンドサービスを提供するための設備及び施設の整備を行う場合に、その整備費用の一部を補助する。

【携帯電話通話エリアの拡大】

携帯電話については、県内の世帯カバー率が97%程度に達しているものの、依然として不通話地域が多数存在している。

携帯電話は、既に県民生活に深く浸透しており、安全・安心の観点からも有効な通信手段となっていることから、こうした不通話地域の解消は重要な課題といえる。

したがって、携帯電話の通話エリア拡大にあたっては、不通話地域の状況把握に努めるとともに、携帯電話事業者に整備を働きかけるなど、取り組みの強化を図る。

また、こうした事業者に対する働きかけによっても環境整備が容易に進まない地域については、国庫補助事業及び県単独補助事業等を活用した整備促進を図るとともに、市町村が保有する光ファイバ網の開放によるエリア拡大手法等も積極的に推進していく。

さらに、整備促進に当たっては、進化を続ける携帯電話の最新技術動向等を注視

していく。

〔施策例〕

- ・携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業
過疎地等において移動通信鉄塔施設を整備する市町村に対し、費用の一部を補助する。

【地上デジタルテレビ放送への円滑な移行と利活用の推進】

現在の地上アナログテレビ放送は、ほぼ全世帯に普及しており、災害情報の提供など、公共性の高い情報インフラであるとともに、県民に最も身近なメディアの一つとなっている。

県内における地上デジタルテレビ放送は、平成17年12月にNHKが、平成18年6月には民放4局が福島局(福島市)からの放送を開始している。平成23年7月の地上アナログテレビ放送の終了までに、現行の地上アナログテレビ放送を視聴可能な世帯が地上デジタルテレビ放送へ移行(=アナログ視聴可能エリアの100%デジタル化)できるよう、国や放送事業者等の関係機関に対し、引き続き強く要望していく。

また、過疎・中山間地域などの条件不利地域においては、現在、多くの世帯が共同受信設備を利用して地上アナログテレビ放送を視聴しているが、これらの地域が地上デジタルテレビ放送に対応するためには、受信点の変更や設備の改修等が必要となる可能性があることから、当該改修等に係る県民の負担が過重にならないよう、国に対して強く要望していくとともに、当該設備のデジタル化が円滑に進むよう、周知・広報を図る。

さらに、地上デジタルテレビ放送には、きめ細かな地域情報や天気予報などが視聴できる「データ放送」、移動中でも安定した放送の受信が可能な「携帯端末向け放送(ワンセグ放送)」、字幕放送など、既にサービスが提供されているもののほか、ワンセグ放送を利用した災害情報等の提供や、放送番組を受信機に蓄積し、学校の授業等で利用するといった多様な視聴を可能とする「サーバー型放送」など、アナログテレビ放送には無かった多くのメリットがあることから、今後は、こうしたメリットを最大限に活かすべく、その利活用について検討を行う。

〔施策例〕

- ・国や放送事業者に対する提言・要望活動

1.2 透明で思いやりのある電子自治体の推進

【県民への情報発信】

パソコンや携帯電話の普及により、インターネットの利用者が増加したことから、ホームページによる情報発信の重要度が増している。

したがって、県民が必要とする情報については県のホームページからいつでも入手できるようにするとともに、情報提供の手段についても、GIS等の地図情報や動画

配信のほか、メールマガジンの発行、携帯端末向けへの情報発信など多様化を図る。

また、ホームページに音声読み上げ機能を備えるなど、県民の使いやすさに配慮した情報発信を推進する。

さらに、地上デジタルテレビ放送を活用した新たな情報提供のあり方についても検討する。

〔施策例〕

- ・インターネット広報広聴事業
県ホームページのトップページコンテンツについて、県民が必要とする情報が入手しやすいよう管理を行う。また、動画配信を行う。
- ・ふくしま、ふくしまップのホームページ掲載
高齢者や障がい者、子ども連れの人等すべての人が安心して利用できる施設情報をホームページ上に掲載する。
- ・子育て支援情報ポータルサイトの整備
子育て中の保護者が各種の子育て支援情報を簡単に入手できるよう、子育て支援ポータルサイトを整備する。

【県民視点に立った真に利便性の高い電子県庁(自治体)の実現】

電子自治体の実現には、庁内における各種情報システムの整備及び充実が必要なのはもちろんであるが、県民が求める多様なニーズを的確に把握し、それに対応した施策の展開及び情報システム等の構築を推進することで、ITの最終的な利用者である県民が、ITを利用していることを意識せずに利用できる真に利便性の高い電子県庁(自治体)の実現を図る。

〔施策例〕

- ・地方税の電子申告システムの導入
納税者がインターネットを利用し、いつでもどこからでも税の申告ができる環境を整備し、納税者の利便性向上と業務の効率化を図るもので、平成18年1月から運用を開始している。
- ・自動車保有手続に係るワンストップサービスの導入
自動車保有に係る各種行政手続きを電子的に1箇所又は1回で申告できる環境を整備する。
- ・申請・届出オンラインシステムの利用促進
インターネットを利用したオンライン申請等を可能とする汎用受付システムの運用を県と県内市町村が共同で行い、県民や事業者からの申請・届出等の手続をオンラインで受け付けるサービスを提供する。
- ・県立病院における医療費のクレジットカード支払いの導入
県立病院において、医療費のクレジットカードでの支払いを導入することにより、患者の利便性の向上を目指す。
- ・地方税のコンビニエンスストア納付の導入

自動車税を始めとした賦課税目をコンビニエンスストアで納付できるようにすることにより、県民の利便性の向上を目指す。

【行財政改革を強力に推進する費用対効果の高い電子県庁の構築】

現在、地方分権に対応した行政運営の実現及び行財政運営の効率化を図ることが求められていることから、単に現在の業務を電子化するのではなく、積極的にITを活用した業務の見直しを図り、行政の一層の簡素化、効率化を推し進め、費用対効果の高い電子県庁の実現を図る。

また、入札等における透明性の確保が強く求められる中、ITを活用した入札業務の改革を推進することにより、透明かつ公正な行政運営を推進する。

〔施策例〕

- ・ 庶務業務集中処理化関連システムの構築
庶務業務の集中処理化による業務改革を実現するために、事務の省力化・効率化を可能にする新たなシステムの開発を行う。
- ・ 電子入札・調達システム推進事業
インターネットを利用した電子入札や入札情報等の公開を行い、入札手続きの透明性並びに公正性を高める。

1.3 ITの高度利活用による地域の活性化

【ITを効果的に活用した地域振興、産業振興等の推進】

ITを様々な社会課題解決の「ツール」として位置付け、医療、福祉をはじめとする生活に密着した分野におけるサービスを充実するとともに、整備が進むブロードバンド環境を活用した産業の創出や産業のIT化、さらには地域の自然や文化を活かした交流を促進することにより地域の活性化を図る。

〔施策例〕

- ・ ふくしま定住・二地域居住推進
団塊の世代を中心とした都市部等の住民を本県に戦略的に誘導し、定住・二地域居住を推進するため、光ファイバによるブロードバンド環境など地域情報通信環境の整備促進を図るとともに UI ターンホームページの充実を図る。
- ・ へき地診療所のための遠隔医療設備整備補助事業
地域格差のない高度な医療の確立と重症患者搬送時の迅速な対応を図るため、只見町国民健康保険朝日診療所と県立会津総合病院とを結ぶ遠隔医療システムの運用に要する経費を助成する。
- ・ 企業誘致活動・広報強化事業
ホームページ「福島県企業立地ガイド」を運営し、福島県の立地環境の優

位性を PR するとともに、企業立地セミナー等のイベント時期に合わせてインターネットバナー広告を掲載し、セミナーの周知と「福島県企業立地ガイド」へのアクセス促進を図る。

1.4 安全・安心で豊かな県民生活の実現

【ITの活用による安全・安心の推進】

県民が安心して生活を送るためには、災害や事故といった緊急時はもとより、日常生活においても必要な情報が正確かつ迅速に提供される必要がある。

このため、ITを活用し、災害や犯罪、医療、食品の安全などの情報をきめ細かく提供するとともに、情報システムの災害等への対応力の強化と情報セキュリティの確保を図り、県民が安全で安心して暮らせる社会の構築を推進する。

〔施策例〕

- ・総合情報通信ネットワークの管理運用・更新
災害時に対応するため県庁を中心として各地方合同庁舎、市町村、消防本部及び防災関係機関等を専用の回線で結ぶ総合情報通信ネットワークを管理運用し、迅速・的確な情報の収集・配信を行う。
また、当該システムの更新に当たり、防災通信機能の拡充・強化を図る。
- ・総合医療情報システムの運営
災害時を含めた救急医療体制を整備するため、救急医療情報センターを中核に、県内全域の救急・へき地医療機関等をオンラインで結び、各種救急情報を登録、提供するとともに、県民にも初期救急医療情報や医療機関情報等の提供を行う。
- ・トレーサビリティシステムの機能アップの支援
県産農畜産物の生産履歴や出荷情報等を消費者等が迅速に入手することができるトレーサビリティシステムの導入促進を図るため、IT機器を活用したシステム整備等を支援する。
- ・安全・安心情報発信
県民に対し、「身近な犯罪」の発生速報をメール配信するとともに、本部及び各警察署ホームページを作成し、安全・安心な暮らしをサポートする情報を県民に発信する。

【元気で豊かな社会の推進】

本県の誇る地域文化をITを活用して保存するとともに発信し、その交流を図る中で新たな魅力や価値を再発見することで、県民が地域に対する「誇り」や「豊かさ」を実感できる社会の実現を図る。

また、県民がいつでも、どこにいても、学んだり、働くことができる環境をITの活用によって実現し、県民一人一人の積極的な社会参加を促し、元気で豊かな活力

ある社会を推進する。

〔施策例〕

- ・ 県民カレッジ推進事業（インターネット配信講座（e-夢・まなびと））
県内のいつでもどこでも学べる学習環境を整備するために、ITを活用した在宅型生涯学習のシステムとして、インターネットによる講座の配信システムを運用する。
- ・ 県民カレッジ推進事業（生涯学習情報提供システム（まなびとファインダー））
県内の生涯学習関連情報をインターネットで検索できるシステムを構築することにより、県民の積極的な生涯学習への参加を促し且つ、インターネットを利用できる環境があればいつでもどこでも生涯学習関連の情報を得られるようにすることを目的とする。
- ・ 博物館IT化事業
博物館のホームページの更新、収蔵資料のデータベース化を通して、博物館に関する情報を県民及び学校がいつでも利用できる環境を整備する。

【県民の情報リテラシー向上支援】

様々な社会の課題解決手段としてITの利活用を有効に機能させるためには、実際にITを利用する利用者個人の情報リテラシー向上が必要である。また、情報通信技術の恩恵を受けることができる人とできない人の間に生ずる経済的格差、機会格差などの情報格差が危惧されている。

このため、生涯を通じた県民の情報リテラシー向上に関する支援の在り方や生涯学習の観点などから行われているNPO（市民活動団体）等民間団体の活動に対する支援について検討する。

特に、高齢者や障がい者に関しては、自立や社会参加の手助けとなるよう情報リテラシー向上を支援する

〔施策例〕

- ・ 青少年の情報活用能力の育成
青少年や大人に対して、自分の情報は自分で守る自己管理の重要性の啓発及び情報社会での情報活用能力の必要性を周知するとともに、青少年情報活用能力を育成する。
- ・ 障がい者のパソコン活用促進
障がい特性に応じたパソコン導入のアドバイス及び指導を行うとともに、適切な相談指導スタッフの養成を行う。

【ネット上におけるルールやマナー等の普及促進】

インターネット利用の高度化の影で、想定していなかった様々な社会問題も発生してきており、とりわけ深刻なのが、青少年に悪影響を与えるウェブページの増加

と、ブログやネット掲示板を通じた誹謗中傷等である。

こうした状況に対処するためには、ネットワーク上における基本的なルールやマナー等に関する意識を高めるための教育、あるいはフィルタリングサービスの利用などの対策が必要であることから、教育現場や種々の啓発活動等を通じた取り組みを検討していく。

〔施策例〕

・青少年の情報活用能力の育成（再掲）

青少年や大人に対して、自分の情報は自分で守る自己管理の重要性の啓発及び情報社会での情報活用能力の必要性を周知するとともに、青少年情報活用能力を育成する。

【用語解説】

【ア行】

アウトソーシング

従来、内部組織で行われていた業務を外部組織に委託し、外部組織の持つ機能や資源を活用することで経営効率を高める、戦略的な経営手法のこと。

アプリケーション

特定の利用目的を前提に作成されたソフトウェアやシステムの総称。具体例をあげると、電子文書管理システムや財務会計システムなどがある。

インターネット

世界中のコンピューターと、文字、映像、音声などを使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信ネットワーク

イントラネット

インターネットで普及している技術を使って構築されたLAN (別項参照)をイントラネットと呼ぶ。インターネットとの大きな違いは、県庁舎内だけなど、限定されたネットワークの利用となっている点で、組織内部に閉ざされたインターネットといえる。

ウィルス

電子ファイル、電子メール等を介して次々と他のコンピューターに自己の複製プログラムを潜伏させていき、その中のデータやソフトウェアを破壊するなどの害を及ぼすコンピュータプログラム。

ウェブサーバ

ウェブサーバとは、ホームページ設置スペースなどと呼ばれるホームページを公開するためのコンピュータのこと。

ウェブサービス

インターネット関連の技術を使い、ソフトウェアの機能をネットワークを通じて利用できるようにしたもの。

ウェブサイト

1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているウェブページ(インターネット上で公開されている文書)群。また、そのウェブページ群が置いてあるインターネット上での場所。

うつくしま教育ネットワーク

県立、市町村立、私立など県内すべての小・中・高、特別支援学校と公立の教育関係機関等を対象としたネットワークで、県教育センター(福島市)を拠点として、インターネットに接続している。

また、各種教育情報及び関係資料等データベースや、電子メールサービス、不適切情報の閲覧規制、コミュニケーション環境(掲示板など)の提供、さらには各種教育情報や関係資料等のデータベースサービス等も行っている。

オンライン

コンピューターがネットワークに接続されている状態のこと。一般的にはインターネットに接続し、ホームページが見られる状態及びインターネットを通じてサービス等が受けられる状態。

オンラインショッピング(ネットショッピング)

インターネット上に開設した店舗(店舗サイト)を利用して買い物をする事

【カ行】

加入者系光ファイバ網（FTTH）

自宅と通信事業者の最寄り局を光ファイバで結んだネットワーク。テレビ映像や超高速データ通信など、広帯域な通信環境を家庭で享受する上で必要不可欠なインフラである。

クライアント・サーバ方式

1台のサーバ（親機）と複数のクライアント（端末）を通信回線（県内LAN等）を介して結び、データをサーバで管理する方法のこと。

広帯域（ブロードバンド）

高速・広帯域を利用して大容量データをスピーディに受信または送信できるインターネット・アクセスのこと。

公的個人認証制度（サービス）

行政手続をインターネットを通じて電子申請により行う場合に必要となる電子証明書を、県と市町村が共同して提供するもの。

電子証明書とは、電子申請で利用する電子署名を検証し、間違いなく本人であることを確認する役割を果たすもので、書面手続でいえば、電子署名が「押印」、電子証明書が「印鑑登録証明書」にあたる。

コンテンツ

文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、又はその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われることが多い。

【サ行】

サーバ

コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータ（各端末）に対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと（別項「クライアント・サーバ方式」を参照）。

情報リテラシー

情報及び情報通信機器等を使いこなす能力のこと。

スキルアップ

訓練して身につけた技能や能力を向上させること。

世界樹

電子県庁の実現や高度な情報通信システムによる大量のデータ通信に対応するとともに、国が進める総合行政ネットワーク（LGWAN）における本県広域ネットワークの基幹回線として、福島県により平成13年度から整備・運用されているネットワークのこと。

セキュリティポリシー

ネットワークや組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針のこと。ネットワークの利用法や、想定される脅威（天災等による回線断や不正侵入等）に対し、ハードウェアの設置やソフトウェアの設定など必要な対処を行い、ネットワーク環境を構成する個々の要素を適切に維持、運用していくために策定する。

セキュリティ監査

情報セキュリティに関するリスク管理が効果的に実施されるよう、情報セキュリティ対策やその運用状況を、専門的知識を持った第三者等が客観的に評価を行い、保証あるいは助言を与えること。

総合行政ネットワーク（LGWAN：Local Government Wide Area Network）

国内の約1,800の地方公共団体（都道府県市町村）を結ぶ行政専用のネットワークで、公文書の交換

や、アプリケーションの共同利用等が行える。

【 夕 行 】

ダウンサイジング

大型汎用計算機(汎用機)で行なっていた処理を、小型のサーバ機やパソコンなどに置き換えていくこと。

地域公共ネットワーク

教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現するため、地域内の学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続するネットワーク。総務省では、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、地方公共団体等による地域公共ネットワークの整備を支援している。

地上デジタルテレビ放送

衛星放送ではなく地上の放送塔から電波を送る「地上波」を使ったデジタル放送のこと。現在、最も普及しているテレビ放送は、VHF・UHF帯を使ったアナログ地上波放送だが、2011年にはアナログ放送を終了し、地上波デジタル放送に完全に切り替わる予定となっている。地上波デジタル放送では、映像や音声デジタルデータ化されていることから、双方向通信をはじめとした様々な通信サービス等が検討されている。

データ放送

地上デジタルテレビ放送のサービスの1種。リモコンのボタンを押してテレビの画面上の一部にニュースや天気予報、暮らしに役立つ情報の文字情報を表示するサービス。

デジタルデバイド(情報格差)

一般に、情報通信技術(特にインターネット)の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済的格差や機会格差、個人格差等を指し、「情報格差」と訳される。

電子決裁システム

文書の回覧や決裁等をネットワーク上で電子的に行うシステム。意思決定の迅速化や事務処理の効率化等がねらい。

電子調達(電子入札)

物品及び公共工事の入札を、ネットワークを通じてオンラインで行うこと。

電子納品

調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること。

電子文書管理システム

文書の収受から保存、廃棄までを電子的に行うシステムのこと。

統合型GIS(Geographic Information System)

地理情報システムのこと。位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工するとともに、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

統合型GISとは、地方公共団体が利用するこうした空間データ(地図データ)のうち、複数の部局が利用する基盤的なデータを各部局が共用できる形で整備し、利用する横断的なシステムをいう。

トレーサビリティ

商品の生産から加工、流通まで、あらゆる段階で記録を残していくことで、商品の履歴を追跡できるようにすること。Trace(追跡)とAbility(可能)の合成語。

【 ナ 行 】

なりすまし

ネットワーク犯罪の手法の一つで、他人のユーザIDやパスワードを盗用し、その人のふりをして悪意ある行動を行うこと。本来は本人しか見ることができない機密情報を盗み出したり、悪事をはたらいてその人のせいにしたりする

ニート (NEET:Not in Employment, Education or Training)

職に就かず学校機関にも所属しておらず、そして就労に向けた具体的動きをしていない若者を指す。

ネットオークション

インターネット上で物品の売買をしようとする者のあっせんをオークションの方法により行うサービス。

ネットバンキング

インターネット上に開設されたサイトを利用して、振込・残高照会等、各種銀行手続を行うこと

【 ハ 行 】

フィッシング

金融機関等からの電子メールを装い、電子メール受信者に偽のホームページにアクセスするよう仕向け、そのページでクレジットカード番号・ID・パスワード等の個人の金融情報を入力させるなどして、個人情報不正に入手する行為。

フィルタリング

データをふるい分けすることを表す語。見せたくない内容、与えたくない情報を含むサイトを閲覧できないようにする機能のことをいう

ブロードバンド

「広帯域」の項を参照。

ブログ (Blog)

個人又は数人のグループで運営される日記的なウェブサイト。内容は、個人の趣味、雑記等多種多様。

ベンチャー企業

新しい技術や高度な知識などを活用し大企業では取り組みにくい創造的・革新的な事業を展開する小企業。

ポータルサイト

インターネットへの入り口となる巨大なウェブサイト。検索エンジンやリンク集を核として、ユーザーがインターネット上で必要とする機能を総合的に提供している

【 マ 行 】

メインフレーム

基幹業務システムなどに用いられる汎用大型コンピュータ(汎用機)のこと。

【 ヤ 行 】

ユビキタス社会

元々は「至るところに存在する」と言う意味のラテン語。ユビキタス社会とは、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、「簡単に」情報通信技術が利用できるような社会を意味する。

【 ラ 行 】

ロードマップ

本来は道路の情報を記した地図のこと。そこから転じて事業などの大まかなスケジュールの全体像を指す。

ロングテール

あまり売れない商品が、インターネット上のネット店舗においては重要な、相当な収益源になるとする考え方。売上の80%は、上位20%の商品によりもたらされる(下位80%の商品すなわちロングテール部分によりもたらされる売上は20%に過ぎない)というパレートの法則(伝統的マーケティングにおける経験則)を需要の小さい商品群であっても、ネットワークを活用して需要を束ねることで、一定の売上規模に達することが可能になる。

【 ワ 行 】

ワンストップサービス

複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができるサービスのこと。これにより住民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果がある。

ワンセグ

携帯電話等の移動通信機器向けに配信される地上デジタル放送。地上デジタル放送では、一つのチャンネルが13のセグメントに分割されており、そのうちの1セグメントを用いることからワンセグと呼ばれる

【アルファベット順】

ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line)

DSL」の項を参照。

ASP【Application Service Provider】

各種業務用ソフト等のアプリケーションソフトをデータセンター等において運用し、当該ソフト等をインターネット経由でユーザーに提供する

CALS/EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce)

公共事業などの調査・計画・設計・工事・維持管理の全工程で発生する図面・書類・写真等の情報を電子化するとともに、インターネットなどの通信ネットワークを利用して、関係者間で交換・共有できる環境を創出し、総合的な合理化を図る取組みのこと。

具体的な整備要素として「電子調達(電子入札)」・「電子納品」等があげられる。

DSL (Digital Subscriber Line)

電話で使っている銅線(メタルケーブル)をそのまま使って、高速デジタル通信を行う方法。昨今、よく耳にする「ADSL」の「A」は、Asymmetric(非対称)のことであり、上り(自宅等のPCからインターネットへ)と下り

(インターネットから自宅等PCへ)の通信速度が異なるのが特徴。

e-Japan戦略

内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部が、平成13年1月に我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し策定したIT国家戦略。同戦略の利用環境整備目標が達成されたこと等を踏まえ、平成15年7月にはIT利活用の推進を図るe-Japan戦略 が同本部において策定された。

eラーニング

インターネット等の電磁的手段を利用した学習形態。広義での通信教育の一つ。必要な学習内容だけを受講できることや、教師と生徒がリアルタイムでやりとりできること、動画・音声を利用した学習教材の利用が容易であること等が特徴

FTTH (Fiber To The Home)

加入者系光ファイバ網」の項を参照。

GPS (Global Positioning System)

全球測位システム。米国が打ち上げた24個の人工衛星からの電波を利用して正確な軌道と時刻情報を取得することにより、現在位置の緯経度や高度を測定するシステム。

ISDN (Integrated Services Digital Network)

総合デジタル通信サービス。電話、データ通信等のサービスを統合的に取り扱うデジタル通信網

LAN (Local Area Network)

県庁舎や合同庁舎等のビルあるいは近隣のビル内にあるコンピュータ同士を、イーサネット(Ethernet : 高速ネットワーク媒体の名称)等によって接続したネットワークで、このネットワーク上にサーバ等を設置することで、各種アプリケーションやデータベース等を共有できる。

LGWAN (Local Government Wide Area Network)

総合行政ネットワーク(LGWAN)」の項を参照。

OSS(ワンストップサービス)

各種手続や手数料の納付を電子的に1箇所又は1回で申請できるサービス。

PHS (Personal Handyphone System)

設備や仕様を簡略化し、通話料を低く押さえた携帯電話の一種。

QRコード

2次元バーコードの1種。主に携帯電話で利用されている。文字情報を入れることができ、インターネットのURLなどボタン操作で入力するのは面倒なデータを簡単に入力できる手段として普及している。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス: Social Networking Service)

友人、知人等の社会的ネットワークをオンラインで提供する事を目的としたインターネットサービス。特徴として、会員制、登録者の非匿名性、コミュニケーションツールの充実が挙げられる。また、信頼性確保のため、既存利用者からの紹介制を採用していることが多い。

SOHO (Small Office/Home Office)

コンピュータネットワークを利用して、郊外の小さな事務所や自宅などを事業所とし活動する業務形態。又は、そのような事業所

WAN (Wide Area Network)

通常はLANに対比して使用される言葉で、遠隔地にあるコンピュータどうしを、公衆回線網を使って接続したネットワークのこと。具体例としては、県庁LANと各合同庁舎LANのネットワークや、全地方公共団体を結ぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)等があげられる。これにより各組織の膨大なデータを共有したり、組織

間の円滑な情報交換が可能となる。

Web2.0

テクノロジー関連のマニュアルや書籍の出版社である米国のO'reilly MediaのCEO、Tim O'Reillyが提唱した概念であり、現時点では特定のサービスや技術を指すものではなくインターネットの潜在的な能力を有効に活用することによって、従来 (Web1.0)とは異なる新しいウェブの世界を構築する概念